

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例

千葉県議会事務局政務調査課調査政策室

千葉県は、「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」を制定した（条例第55号として、令和3年12月28日公布、令和4年1月1日施行）。

同県における飲酒運転による交通事故の発生状況は、近年、ワースト上位で推移している。また、令和3年6月、飲酒運転により県内で、児童が死傷する痛ましい交通事故が発生したことを契機に、議員提案によって、同条例が制定された。

1 はじめに

議員提案による「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例（以下「本条例」という。）」は、令和3年12月定例県議会において全会一致で可決され、同月28日に公布、令和4年1月1日に施行されました。

本稿は、本条例の立案、法制執務面からの確認、執行部との調整等について支援した立場から、本条例の制定に至った背景や経緯などを紹介するものです。

なお、本稿中、意見、評価等にわたる部分については、条例制定に至るまでの検討経緯などを踏まえ、立法者意思を推察した見解で

あり、本条例の立案に携わった各議員の意思と必ずしも一致するものではないことをあらかじめ申し添えます。

2 条例制定に至った背景と経緯

本県における飲酒運転による交通事故の発生状況は、平成19年の改正道路交通法の施行による厳罰化以降、減少傾向にあるものの、近年、全国ワースト上位で推移しているほか、令和元年中の飲酒死亡事故件数は、全国ワースト1位を記録するなど、憂慮すべき状況にあります。

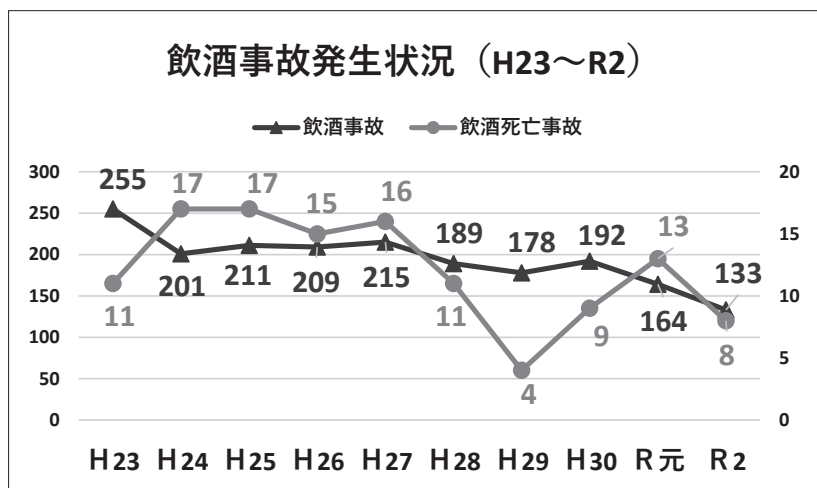
このような中、令和3年6月28日、本県八街市において、下校途中の児童の列に飲酒運

転の自家用トラックが衝突し、5名の児童が死傷する、大変痛ましい交通事故が発生しました。

この悲惨な事故が社会に与えた衝撃は計り知れず、県民は改めて、飲酒運転の危険性を認識するとともに、飲酒運転は極めて悪質な犯罪行為であり、絶対に許されるべきではないと痛感したところです。

そして、本県議会としても、令和3年6月定例県議会において、「飲酒運転根絶と交通事故防止に関する決議」を全会一致で可決し、全国に誇れる安全で安心な千葉県の実現に向けて行動することを宣言したほか、同年7月には、自由民主党千葉県議会議員会に、飲酒

【千葉県における飲酒運転による交通事故の発生件数の推移】



	飲酒事故	飲酒死亡事故
平成23年	255件 (ワースト3位)	11件 (ワースト7位)
平成24年	201件 (ワースト6位)	17件 (ワースト1位)
平成25年	211件 (ワースト3位)	17件 (ワースト1位)
平成26年	209件 (ワースト3位)	15件 (ワースト2位)
平成27年	215件 (ワースト2位)	16件 (ワースト1位)
平成28年	189件 (ワースト4位)	11件 (ワースト3位)
平成29年	178件 (ワースト4位)	4件 (ワースト18位)
平成30年	192件 (ワースト2位)	9件 (ワースト3位)
令和元年	164件 (ワースト3位)	13件 (ワースト1位)
令和2年	133件 (ワースト5位)	8件 (ワースト3位)

※「飲酒(死亡)事故」とは、四輪車及び二輪車の運転者が第一当事者で、基準値以下、検知不能を含む。

運転根絶に特化した条例の制定を目的としたプロジェクトチーム(以下「PT」という)が設置され、同様の事案を二度と発生させないという強い決意の下、本条例の検討が始まりました。

PTでは、本県の飲酒運転による交通事故の発生実態、対策の現状や飲酒運転根絶に関する条例を制定している先行県の例等を踏ま

えつつ、条例制定に当たった課題を整理した上で、スピード感も重視しながら条例案の検討が進められ、メンバー間で活発な議論が展開されました。

その後、執行部等との協議やパブリックコメントなどを経て、令和3年12月定例会県議会に議員発議条例案として提出されるに至ったものです。

3 条例の特徴

本条例は、全18条で構成し、「公職にある者の率先垂範(第3条)」、「県の責務(第4条)」、「各主体の役割(第5条〜第11条)」、「通報(第12条)」、「教育及び知識の普及(第13条)」、「再発防止のための措置(第14条)」、「情報の提供等(第15条)」、「千葉県飲酒運転根絶連絡協議会(第16条)」及び「表彰(第17条)」を施策の基本的な事項の柱として規定しています。

以下、条例の主なポイントについて説明します。

(1) 目的(第1条)

本条例の前文にも明記されているとおり、本県では、飲酒運転を根絶するため、様々な対策を講じてきたところですが、今回の事故の発生により、いまだにその対策が十分ではないことが明らかとなりました。

対策を一層強化するためには、運転者のみならず、その雇用主等まで含めた徹底した法令遵守をはじめ、県民の飲酒運転の根絶に対する意識の向上や県民総ぐるみで対策を講じるための体制の充実等を図ることが急務となります。

そこで、第1条では、本条例の目的として、

飲酒運転の根絶に関し、県の責務と県民、事業者等の役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、飲酒運転の根絶を図るための施策を総合的に推進し、もって飲酒運転のない、県民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与する旨を定めています。

(2) 公職にある者の率先垂範(第3条)

PTにおいては、県民総ぐるみで飲酒運転の根絶を実現していくためには、まず、公務員等の公職にある者自らが、県民等に対し、範を示すべきであるとの意見が出されました。

そこで、第3条第1項では、まず、知事、県議会議員その他の県の特別職である者及び県職員といった、県に係属する公務員全てが、飲酒運転をしない、させない、許さないという強固な決意をもって、飲酒運転の根絶に率先して取り組むべきことを定めています。

また、第2項では、公職選挙法第3条に規定する職にある者(国会議員並びに市町村長及び市町村議会議員)、国及び地方公共団体の職員並びにこれらに準ずる者についても、前項の者と同様の公的な立場にあることに鑑み、同項の趣旨を踏まえ、飲酒運転の根絶に率先して取り組むよう努めるものとしています。

(3) 事業者の役割(第6条)

八街市における事故をきっかけとして、いわゆる白ナンバーについて、車両の保有台数が少ない事業者に対しては、点呼等による飲酒の有無の確認が義務付けられていなかったことが問題視されました。

法令により、緑ナンバーである貨物自動車運送事業者及び旅客自動車運送事業者については、乗務開始前の運転者に対し、点呼時に、アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認することが義務付けられているほか、白ナンバーであっても規定の台数以上を保有し安全運転管理者が選任される場合は、点呼等による飲酒の有無の確認(道路交通法施行規則の改正により、令和4年10月1日からは貨物自動車運送事業者等と同様の措置)が義務付けられています。今回の事故と同種の事案の発生を未然に防止するためには、それら法令で義務付けられている事業者のみならず、個人・法人を問わず、およそ事業を行う全ての者が、飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるべきものと考えられました。

そこで、第6条第1項では、全ての事業者に対し、その事業の用に供する自動車等の運行に当たり、運転者が酒気を帯びていないことを確認する等、飲酒運転を防止するために

必要な措置を講ずることを努力義務として課しています。

さらに、その確認に当たっては、より確実に飲酒運転を防止するための手段として、アルコールを検知して、原動機が始動できないようにする機能を有するアルコール・インターロック装置を含むアルコール検知器の活用を促す規定を設けています。

(4) 通報(第12条)

飲酒運転を未然に防止し、又は現に飲酒運転をしている者を道路交通の場から排除して、重大な交通事故の発生を未然に防止するためには、県民や飲食店営業者等の関係事業者の協力が不可欠です。

特に、飲酒運転の防止に直接的又は間接的に効果が期待できる、飲食店営業者(本県の飲酒運転による交通事故の実態調査(平成29年(令和元年)では、飲酒先の約4割が飲食店であることが判明)、酒類小売業者、タクシー事業者及び運転代行業者に、客等が飲酒運転をするおそれがあると認められる時点で通報をもらうことが、飲酒運転の未然防止に有効であるものと考えられました。

そこで、第12条では、県民に対しては、飲酒運転をしている者又はその疑いのある者を発見したとき、飲食店営業者等の関係事業者

に対しては、当該事業を利用した客等が飲酒運転をしていることを確認したとき又は各事業者の役割として規定する飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずることができないとき若しくは当該措置を講じてもお当該客等が飲酒運転をするおそれがあると認めるときに、それぞれ速やかにその旨を警察官に通報するよう努めるべきことを定めています。

(5)千葉県飲酒運転根絶連絡協議会(第16条)
本県では、従来、飲酒運転の根絶に向けた環境づくりの一環として、各警察署の管轄区域ごとに飲酒運転根絶協議会(以下「根絶協議会」という。)を設置し、飲酒運転根絶対策を推進してきたところですが、各根絶協議会の活動等に関する情報の共有が不十分であり、一体的な運用が図られていないなどの課題がありました。

そこで、第16条では、これらの課題を解決し、県民総ぐるみで飲酒運転の根絶に向けた対策を推進する体制の充実を図るため、県に調整機関として、県の執行機関、関係団体その他の関係者により構成される千葉県飲酒運転根絶連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置することを定めています。

4 条例施行後の取組

令和4年1月1日の本条例施行を受け、同月25日には、知事及び警察本部長出席のもと、第1回の連絡協議会が開催されました。

今後、連絡協議会と各根絶協議会が連携し、飲酒運転の根絶を図るための施策が展開されていく予定です。

また、第8条(酒類小売業者の役割)及び第10条(駐車場所有者等の役割)に関連し、酒類販売店や駐車場利用者等を対象とした啓発事業が予定されているほか、飲酒運転根絶を宣言して取組を実践する事業所や飲食店の普及にも努めていくこととしています。

5 課題と今後の展望

本条例の制定に至る過程では、実効性を担保するための措置を含め、様々な行政手法について幅広く検討がなされました。

しかし、本条例案の提出議員の趣旨説明においても触れられていましたが、「今回、まずは県民総ぐるみでの対策を浸透させることが重要であること、また、関係機関との調整等に相当の時間を要することから、条例制定に至った経緯も踏まえてスピードを優先し、罰則の導入を見送ること」とされたところです。

これらの経緯を踏まえ、附則に、県は、本

条例施行後においても、飲酒運転を取り巻く状況等を勘案し、本条例の施行状況について随時検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、実効性を確保するための規定の整備その他の所要の措置を講ずるべき旨を明記しています。

飲酒運転根絶の実現への道は、険しいことが予想されます。附則にも規定されているとおり、本条例を制定して終わりではなく、より効果的な条例としていくための今後の検討作業について、議会事務局として、引き続き支援していきたいと考えています。